

第3号議案

広島県天然記念物の指定の解除について

広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）第37条第1項の規定により広島県天然記念物の指定を解除することについて、次のとおり提案します。

平成31年3月27日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

指定を解除する物件

広島県天然記念物 下草井八幡神社のツガ

広島県天然記念物である下草井八幡神社のツガの指定を解除する。

1 広島県天然記念物の指定の解除について

(種 別) 広島県天然記念物 (植物)

(名 称) 下草井八幡神社のツガ

(員 数) 1 株

(所 在 地) 三原市大和町下草井 2656 番地のうち樹の根元を中心として、半径 15m の円内の地域

(所 有 者) 宗教法人八幡神社

(指定年月日) 平成 7 年 9 月 21 日

(解 除 理 由)

「下草井八幡神社のツガ」は、ツガとしては県内有数の巨樹として、平成 7 年 9 月 21 日に広島県天然記念物に指定されたが、平成 30 年 7 月 6 日の豪雨により倒壊した。巨樹であり倒壊前の状態に復旧することが困難であった上、近くにあった神社の社殿建物等が枝や幹の下敷になる等の被害が発生し、二次被害が発生するおそれがあったことから、平成 30 年 10 月 30 日に所有者により伐採及び撤去された。

当該樹木は、倒壊により文化財としての価値が失われたと認められるので、広島県文化財保護条例第 37 条第 1 項の規定により、広島県天然記念物の指定を解除する。



広島天然記念物 下草井八幡神社のツガ被害状況 (遠景)

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

平成31年3月12日現在

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別(種類)		件数	種別(種類)		件数	
国宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	16				16
	書跡・典籍・古文書	1				1
	小計	26				26
重要文化財	建造物	56	重要文化財	建造物	45	101
	絵画	11		絵画	51	62
	彫刻	44		彫刻	92	136
	工芸品	61		工芸品	54	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	4		考古資料	17	22
	歴史資料	4		歴史資料	4	8
	小計	200		小計	314	516
重要無形文化財		0	無形文化財		3	3
重要有形民俗文化財		7	有形民俗文化財		5	12
重要無形民俗文化財		4	無形民俗文化財		67	71
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	1				1
	史跡	25		史跡	125	150
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	116 (-1)	131 (-1)
	小計	51		小計	248 (-1)	299 (-1)
重要伝統的建造物群		3				3
合計		291	合計		639 (-1)	930 (-1)
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11
選定保存技術						1
登録文化財		登録有形文化財				245
		登録記念物				3

※1 網かけ部分が今回付議する文化財に関係する部分である。

※2 件数は、今回解除することとした場合のものである。()は変更件数。